



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

欠損金の繰戻しによる還付の請求が出来るようになりました。

緊急経済対策の一つでしょうか？

平成21年2月期の決算から、ほとんどの中小法人等が欠損金の繰戻し還付ができるようになりました。欠損金の繰戻しにより前年払った法人税の還付を受けることができます。

1. 欠損金の繰戻し還付とは

たとえば前年の決算は黒字で法人税の納付をしていました。ところが今年は、赤字になったとします。今年の赤字を、前年の黒字と相殺して、前年に納付した法人税を還付してもらう制度が、欠損金の繰戻し還付制度です。

青色申告書を提出している資本金1億円以下の中小法人等であれば、ほとんどこの制度を適用することができます。

2. 還付を受けるための手続

欠損金の繰戻し還付を受けるためには、決算時に通常の確定申告の他に、「欠損金の繰戻しによる還付請求書」を一緒に提出することになります。

当期の欠損金が、前期の黒字を上回る場合には、差額は、今後7年間の繰越欠損金の対象となります。

中小法人等の税率が、22%から18%に下がることを考えると、欠損金の繰戻し還付を受けた方が、一般的には有利になります。

3. 具体例

例えば、前期に800万円の黒字で、税率22%とすると、法人税176万円を納付しています。当期に500万円の赤字となった場合には、前期に納付した法人税176万円のうち、500万円に相当する法人税110万円の還付を受けることができます。

還付金額 = 前期法人税額 176万円 × (当期の赤字額 500万円 ÷ 前期の黒字額 800万円) = 110万円

4. 注意点

この制度は、(国税)法人税のみの制度で、法人事業税等の**地方税へは、適用されません**。法人地方税は、赤字を翌期以降7年間の黒字と相殺できる、欠損金は7年間の繰越控除のみとなります。

景気悪化の影響を受け、それまで好調だった業績が一転し赤字へと転落してしまった企業は、ぜひこの繰戻し還付制度の恩恵を受けたいところですが、この制度の適用を受けた場合**“必ず税務調査が行われる”**点についてあらかじめ留意しておきたいところです。

これは、法人税法上で、「税務署長は、還付請求書の提出があった場合には、その請求の基礎となった欠損金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした内国法人に対し、その請求に係る金額を限度として法人税を還付し、又は請求の理由がない旨を書面により通知する」と規定されているためです(法法80)。

しかし「調査」といっても実地調査だけでなく、書面による調査も含まれます。繰戻し還付を行った法人のすべてに、税務署が実地調査を行うことは不可能なはずですが。

ただ、少ない金額での還付請求は、その後の税務調査で還付請求以上の追徴課税の指摘を受ける可能性もあり、「やぶへび」を恐れ多くの税理士や**経験豊かな企業経営者は躊躇**するところです。